

# 防災用品等配付事業業務委託募集要項

## 1 件名

防災用品等配付事業業務委託

## 2 プロポーザル方式実施の趣旨

本委託は区が世帯に設置・備蓄していただきたいものに特化した「防災用品」を配付することで、災害発生時においても区民の生命・身体・財産を守ることを目的とした業務支援委託である。

一世帯あたりに付与する5,000円相当のポイントの範囲内で複数品目を組み合わせた「セット商品」を、区民のニーズに合わせ、費用対効果の高い防災用品の最適な組み合わせを全体で30セット以上、事業者から提示いただくことを提案要素として考えている。

また、本事業の履行にあたっては、物品配送事業及びweb申請のシステム構築経験が必要であり、いつ発生するかわからない災害への備えとして、申込みに応じて防災用品を期限内に確実に提供することを求めている。システム構築から運用までを迅速かつ確実に行うため、事業者の有する知識・経験や実績等を総合的に審査しより優れた者を選定する必要があることから、プロポーザル方式を用いて事業者選定を行う。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、契約期間に係る履行評価の結果に基づき、次年度の契約更新の判断を行います。

(最大令和7年7月末日までの契約更新)

## 4 契約上限額

令和6年度	1,879,240,000	円(税込)
令和7年度	716,760,000	円(税込)
計	2,596,000,000	円(税込)

## 5 委託内容

別紙9「委託仕様書(案)」のとおり

## 6 参加資格要件

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定による指名停止を受けていないこと)。
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

また、各年度の内訳金額についても上限額の範囲内であること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」の認証を参加者自身が取得 (取得申請中を含む) していること。(証明するものを提出すること)。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

## 7 参加申込手続

上記の参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書 (様式1) …1部

② 企画提案書 (社名記載のあるものを1部及び社名記載のないものを9部) …10部  
※ 記載内容は、下記の「8 企画提案書記載事項」を参照。

③ 会社概要 (会社案内パンフレット等) …1部

④ 見積書 …1部 (社名明記)

⑤ 実績一覧 (契約書の写し等) …1部 (各最大10件記載)

※ 平成31年度 (令和元年度) から令和5年度の5年間に自治体等において、カタログ事業の業務実績があるか、また防災関連業務の業務実績があれば履行した実績を記載。受託事業件名、発注者 (実施地域)、契約金額、内容等を明記。

⑥ 財務諸表 (損益計算書、貸借対照表) 直近分 …1部

※ 自己資本比率も明記すること。

⑦ 法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 提出から3か月以内の発行 …1部

⑧ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」の認証を取得 (取得申請中を含む) していることを証明する書類 …1部

### (2) 提出期限

**令和6年7月26日 (金) 17時必着**

### (3) 提出方法・提出先

以下の提出先に直接持参すること。ただし受付時間は平日9時から17時までとし、来庁する際は事前に担当宛て連絡し、日時の調整を行うこと。

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所 危機管理部 地域防災支援課 地域防災係 (南館4階24番窓口)

担当: 西原・木村 ☎03-3579-2151

### (4) 留意事項

① 企画提案書はA4サイズかつ表紙・目次を含め30頁以内で作成し、頁番号を付番すること。なお、縦・横、色指定、両面・片面印刷、印刷方向等の指定はない。

② 見積書及び企画提案書の再提出及び記載内容の変更は認めない。

③ 書類に不備があった場合、または提出期限を過ぎた場合は受理しない。

④ 本プロポーザル方式に関する経費については全て参加者の負担とする。

## 8 企画提案書記載事項

提出する企画提案書には、以下の事項を記載すること。

- (1) カタログ掲載用品  
在庫の確保や欠品を防ぐ方策について提示すること。また、一世帯あたりに付与する5,000円相当のポイントの範囲内で複数品目を組み合わせた「セット商品」を、区民のニーズに合わせ、費用対効果の高い防災用品の最適な組み合わせを全体で30セット以上、提示すること。
- (2) 事業実施方針について  
本事業に対する目的、効果を提示すること。
- (3) 事業実施体制  
スケジュール実施に向けた工程、各業務の実施体制、役割分担、連携方法に加え、区との情報共有体制を提示すること。
- (4) 事業の効果向上  
申し込み率向上のための方策を提示し、その他事業の効果を高める方策を提案すること。
- (5) カタログの作成・配送  
指定期間内に区民に発送する仕組み、未達者等への再発送、返戻された通知の管理の仕組みを提示すること。
- (6) 防災用品の申込み  
申込情報の管理体制、申込用Webサイトのイメージ図、運用期間、処理件数（又は想定処理件数）を提示すること。
- (7) 防災用品の発送  
防災用品発送に関する実施体制、誤配送防止の仕組み、宛先不明等により返戻された防災用品管理の仕組みを提示すること。
- (8) コールセンター業務  
対象世帯数から想定する問い合わせ件数を算出し、それに伴う人員体制表を提示すること。
- (9) 個人情報の取り扱い  
区から受領した個人情報の管理方法や、使用後の廃棄方法について、再委託先も含めたフロー図を用いて提示すること。
- (10) その他追加提案  
仕様書の要求事項以外に有用で改善効果が見込まれる提案をすること。
- (11) 区内事業者との連携  
全体業務の内どのような部分について区内事業者と連携していくかを提案すること。
- (12) アンケートに関する事項  
アンケートの回収データ集計及び統計表示方法、回収率を高めるための方策を提案すること。

## 9 選定方法及び審査項目・基準

本選定は、「防災用品等配付事業業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)による第一次審査(書類審査)及び第二次審査(プレゼンテーション)の二段階で実施する。

- (1) 第一次審査(書類審査) ※別表1「1次審査表【重要項目及び審査基準】」のとおり  
第一次審査基準に基づき、参加資格要件の確認を行う。また、応募事業者が4者を超えた場合は企画提案の評価により、4者を選定する。なお、見積書の提案金額が契約上限額を超えて提出された場合は第二次審査に進めない。
- (2) 第二次審査(プレゼンテーション) ※別表2「2次審査表【プレゼンテーション】」のとおり  
第一次審査を通過した事業者を対象に、第二次審査(プレゼンテーション)を実施する。第二次審査(プレゼンテーション)においては、必ず業務受託後の担当者(予定も可)が説明することとする。第二次審査基準に基づく評価点の合計点数が最も高い事業者を提案採用者とする。ただし、評価点が満点の合計点の2分の1を超えないときは、提案採用者とししないものとする。

## 10 スケジュール(予定)

公募期間(申込受付期間)	令和6年7月12日(金)から 令和6年7月26日(金)17時まで
質問期限	令和6年7月18日(木)17時まで
質問回答	令和6年7月19日(金)15時回答予定
第一次審査結果通知	令和6年8月6日(火)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年8月13日(火)
第二次審査結果通知・公表	令和6年8月16日(金)予定

## 11 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり取り扱う。ただし、回答することにより本選定の公平な執行を妨げると判断される質問等については回答しないことがある。

### (1) 質問方法

質問書(様式2)を作成し、下記問合せ先記載のメールアドレスに電子メールで送付すること。電子メール以外の方法による質問は受付しない。

### (2) 質問受付期限

令和6年7月18日(木)17時まで

### (3) 回答について

上記受付期限までに電子メールにて送付された質問については、令和6年7月19日(金)15時までに電子メールにて回答するほか、全ての事業者が確認できるよう板橋区ホームページに公開する。

## 12 プロポーザル方式結果の公表

第二次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果(順位、評価点等)及び評価点の内訳

を公表する。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表する。

### **13 提案書等の情報公開**

本プロポーザルへの参加申込手続き以降に区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となる。同条例第6条第1項第1号から第6号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出すること。

### **14 その他**

受託者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取り扱いに係る保護措置を講ずること。

### **15 問合せ先**

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号

板橋区役所 危機管理部 地域防災支援課 地域防災係 担当：西原・木村

電話番号：03-3579-2151 E-mail：kk-chibou@city.itabashi.tokyo.jp